

生活介護

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p><input type="checkbox"/> 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数は生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。</p> <p>(1)障害程度区分の平均値が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (2)障害程度区分の平均値が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (3)障害程度区分の平均値が5以上 利用者の数を3で除した数以上 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上。</p> <p><input type="checkbox"/> 理学療法士又は作業療法士 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、当該訓練を行うのに必要な数。</p> <p><input type="checkbox"/> 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合には、これらの者に代えて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。</p> <p><input type="checkbox"/> これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>生活介護の単位 生活介護であってその提供が同時に複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。利用定員は20人以上とする。</p> </div>
<p>② サービス管理責任者</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の数が60人以下 1以上 利用者の数が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数</p> <p><input type="checkbox"/> 1人以上は常勤の者であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者60人の範囲であり、共同生活介護・共同生活援助・宿泊型自立訓練のサービス管理責任者又は大規模事業所加配分のサービス管理責任者の兼務。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービス提供に支障がなく、他の職種を兼務(ただし、兼務した職種の常勤換算に算入不可)</p>
<p>③ 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。</p>
<p>④ 従たる事業所</p>	<p><input type="checkbox"/> 生活介護事業者は、生活介護事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営する事業所(従たる事業所)を設置することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 従たる事業所の利用定員は6人以上とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。</p>

(2) 設備に関する基準

① 利用定員	<input type="checkbox"/> 利用定員 20人以上
② 設備及び備品	<p>(構造設備)</p> <input type="checkbox"/> 生活介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 <p>(設備の基準)</p> <input type="checkbox"/> 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 <input type="checkbox"/> 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 <input type="checkbox"/> 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 <input type="checkbox"/> 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 <input type="checkbox"/> 便所 利用者の特性に応じたものであること。 <input type="checkbox"/> 多目的室その他の運営上必要な設備。 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 <input type="checkbox"/> これらの設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。